

手続きイメージ

参考 法務省民事局資料

① 承認申請



【申請権者】
相続または遺贈
(相続人に対する遺
贈に限る)により、
土地を取得した方

法務局へ
承認申請を
します。

※共有地の場合、共有者全員で
申請する必要があります。
※負担金とは別に所定の手数料
もかかります。

②③法務大臣(法務局) による要件審査・承認



要件に合致するかの
書面等の確認。
実地調査権限もあります。

④負担金の納付

申請者が10年分の
土地管理費相当額の負担金
を納付します。

※詳細は改めて政令で定められます。



⑤国庫帰属

